

内閣参質一八三第三七号

平成二十五年三月一日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 平田健二殿

参議院議員大野元裕君提出中国空軍戦闘機接近が発生した際の自衛隊所属戦闘機による緊急発進に關する

質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員大野元裕君提出中国空軍戦闘機接近が発生した際の自衛隊所属戦闘機による緊急発進に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の小野寺防衛大臣の発言は、我が国周辺空域を飛行する他国の航空機について、その飛行等に特異な点があることを航空自衛隊の航空機等が確認した場合に、その概要を公表している旨を述べたものであり、先の答弁書（平成二十五年二月十九日内閣参質一八三第二一号。以下「先の答弁書」という。）五についてにおいて、航空自衛隊の航空機による個別の緊急発進については、その有無を含め、逐一お答えすることは差し控えたい旨お答えしたことと矛盾するものではない。

二について

先の答弁書五についてでお答えしたとおり、航空自衛隊の航空機による個別の緊急発進については、その有無を含め、逐一お答えすることは差し控えたい。

